

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託契約書

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 久保 三千雄（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、委託業務完了の承認後、その額が確定した後に、乙からの請求により、適正な請求書の受理後30日以内に委託費を支払うものとする。

- 2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項に委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年3.0パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。
- 3 甲は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託料の90%を限度として、乙の請求により概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（業務の報告及び検査）

第6条 乙は、仕様書に定める業務を完了したときは、完了報告書（様式第3号）を委託業務終了の日から14日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から完了報告書の提出があったときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
- 5 甲は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 甲は、第6条第2項の規定による検査に合格した成果品及び完了報告書であっても、成果品又は完了報告書に隠れた瑕疵があった場合は、相当の期間を定めて、乙にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができるものとする。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償の請求は、第6条第2項の規定による通知をした日から1年以内に行わなければならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、この契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託事項の一部について再委託を行う場合は、次の各号についてあらかじめ文書により甲の承認を受けなければならない。

- (1) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う理由
- (4) 契約金額

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後も、同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(進捗状況の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進捗状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進捗状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲から指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(業務内容の変更等)

第13条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を委託金額配分変更申請書(様式第4号)により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、費目の区分の金額の20%以内の増減の場合は、この限りでない。

(事情変更による契約内容の変更)

第14条 この契約において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済情勢の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第15条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、委託料に年3.0パーセントの割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 甲及び乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し、必要な措置を講ずるほか、別紙個人情報取扱注意事項を遵守しなければならない。

(改善の指示など)

第 17 条 甲は、委託事務の実施について改善をする必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(損害賠償責任)

第 18 条 委託事務の実施にあたり、甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、故意、過失その他の帰責事由の所在に従い、通常起り得る直接的な損害であって現実に発生したものに限り、賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙は、責任を負わないものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 19 条 乙は事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により委託業務を実施することができないときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(契約解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この委託業務を実施するに当たり、故意又は重過失により、甲に損害を与えたとき。

(2) 信用状況が悪化したと認められる相当の事由が生じたとき。

(3) 甲の社会的信用を失墜させ、又はそのおそれがある行為をしたと合理的に判断されたとき。

2 前項の規定により契約の解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(権利の帰属)

第 21 条 乙は、委託業務の実施（第 8 条第 2 項の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙が開発したプログラム等がある場合は、その著作権は乙に留保する。

2 乙は、事前に甲の同意を得なければ、成果品を公表することができない。

(第三者の権利侵害)

第 22 条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 24 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年__月__日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
いばらきグローバルビジネス推進協議会
会長 久保 三千雄

乙

個人情報取扱注意事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報を取り扱う従業者の明確化及び監督

乙は、個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。

3 従業者に対する教育

乙は、個人情報を取り扱う従業者に個人情報の保護に関する教育を行うこと。

4 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

5 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

6 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

7 個人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

8 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

9 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第1号(第2条第3項関係)

令和 年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託に係る事業実施計画書

令和 年 月 日付で締結した令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託契約書第2条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業内容及び事業実施スケジュール・・・別添のとおり

収 支 予 算 書

1 収 入

(単位:円)

項 目	金 額	摘 要
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	摘 要
消費税		
合 計		

令和 年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

概算払請求書

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託契約書第4条第4項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求額
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

様式第3号 (第6条関係)

令和 年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託に係る完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託契約書第6条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 委託料 金 円
- 3 実績報告書及び業務成果品
別添のとおり

収支決算書

1 収入

(単位:円)

項目	金額	摘要
委託料		
合計		

2 支出

(単位:円)

項目	金額	摘要
消費税		
合計		

令和 年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託に係る委託金額配分変更申請書

令和 年 月 日付けで締結した標記の委託契約について、委託費の配分を下記の通り変更したいので、承認されるよう申請します。

記

(単位：円)

経費区分	当初 委託金額	変更承認済増 減額	委託 現 額	今回変更承認申請増 減額	改委託 現 額	備 考

(変更理由)